

## 募集物件一覧表

物件番号	所管課	連絡先	設置場所	所在地	台数	自動販売機設置場所最大寸法				使用料算定額（年額）			納入率の最低入札予定率又は最低入札予定価格月額 %（円）	備考	
						幅		奥行		容器回収ボックス設置場所最大寸法	土地 （1㎡あたり）	建物 （1㎡あたり）			合計 （1㎡あたり）
						cm	cm	cm	cm						
1	管財課	073-435-1032	本庁舎1階北側玄関入口横	和歌山市七番丁23番地	1	110	95	-	-	5,710	4,175	9,885	30%	ユニバーサルデザイン 災害救援バンダー	
2	産業政策課	073-435-1040	和歌山市勤労者総合センター5階トレーニングルーム前	和歌山市西汀丁34番地	1	120	85	-	-	4,298	4,390	8,688	15%	水及びスポーツ飲料などを多く含めた商品構成。	
3	スポーツ振興課	073-435-1364	つつじが丘総合公園（にぎわい・スポーツ公園ゾーン下段トイレ棟横）	和歌山市つつじが丘4丁目1番1	1	120	95	-	-	389	0	389	20%	公園使用に係る許可申請に伴い、手数料300円別途納付が必要	
4	消防総務課	073-426-0119	和歌山市消防庁舎2階・3階・4階・5階エレベーターホール前1台	和歌山市八番丁12番地	4	※1台当たり 150	100	-	-	5,009	5,947	10,956	30%	販売価格は定価の20円引き	
5	消防総務課	073-444-0119	中消防署南分署庁舎東側屋外階段下（屋外）1台	和歌山市和歌浦東1丁目1番13号	1	150	100	-	-	1,885	/	1,885	20%	販売価格は定価の20円引き	
		073-424-0119	中消防署宮前出張所庁舎車庫内1台	和歌山市小雑賀2丁目2番8号	1	150	100	-	-	2,440	2,730	5,170	20%	販売価格は定価の20円引き令和7年度中移転（屋外）予定【新住所】和歌山市手平6丁目102番9	
		073-473-0119	東消防署庁舎車庫内1台	和歌山市鳴神1059番地6	1	150	100	-	-	2,613	2,213	4,826	20%	販売価格は定価の20円引き	
		073-475-0119	和歌山市消防活動センター庁舎玄関ホール内1台	和歌山市森小手穂49番地1	1	150	100	-	-	750	7,793	8,543	20%	販売価格は定価の20円引き	
		073-474-0119	東消防署四箇郷出張所庁舎裏（屋外）1台	和歌山市加納246番地3	1	150	100	-	-	2,012	/	2,012	20%	販売価格は定価の20円引き	
		073-477-0119	東消防署河南出張所庁舎車庫内1台	和歌山市吐前568番地	1	150	100	-	-	594	2,815	3,409	20%	販売価格は定価の20円引き	
		073-452-0119	北消防署庁舎裏（屋外）2台	和歌山市狐島645番地3	2	※1台当たり 150	100	-	-	1,233	/	1,233	20%	販売価格は定価の20円引き	
		073-459-0523	北消防署加太出張所庁舎裏（屋外）1台	和歌山市加太1203番地4	1	150	100	-	-	937	/	937	20%	販売価格は定価の20円引き	
		073-461-0119	北消防署紀伊分署庁舎車庫内1台	和歌山市弘西1101番地2	1	150	100	-	-	897	1,215	2,112	20%	販売価格は定価の20円引き	
073-453-0119	北消防署紀伊分署鳴滝出張所庁舎裏（屋外）1台	和歌山市園部596番地163	1	120	100	-	-	1,257	/	1,257	20%	販売価格は定価の20円引き			
6	公園緑地課	073-435-1076	砂山公園	和歌山市出口中ノ丁7番	1	120	95	-	-	1,838	0	1,838	20%	10品目以上取り扱い、標準小売価格の範囲内で販売すること。また、11月～3月までについては、温かい飲料水も販売すること。	
7	公園緑地課	073-435-1076	園部公園	和歌山市園部212-1	1	120	95	-	-	466	0	466	20%	10品目以上取り扱い、標準小売価格の範囲内で販売すること。また、11月～3月までについては、温かい飲料水も販売すること。	
8	公園緑地課	073-435-1076	長町公園	和歌山市東長町9丁目8	1	120	95	-	-	2,999	0	2,999	20%	10品目以上取り扱い、標準小売価格の範囲内で販売すること。また、11月～3月までについては、温かい飲料水も販売すること。	

※1 自動販売機設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含めてください。

※2 設置場所については自動販売機の搬入、商品の補充やメンテナンス等に支障がないか事前に確認してください。

※3 設置場所寸法欄の「-」は、制限の指定がないので標準規格の物件を設置してください。

※4 土地及び建物の使用料は、1㎡当たりに係る年間使用料として算定してください。

ただし、各調書に記載されている通り、公租公課の増減等により、使用料の額が改定される場合があります。